

越監告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、企画部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和2年2月18日

越前市監査委員 塚崎 正 巳

同 田 中 希世子

同 城 戸 茂 夫

記

1 都市監査基準等に準拠して監査を実施

2 監査の種類 定期監査

3 監査の対象

(監査執行期間)

- ・ 税務課 令和元年11月25日(月)～26日(火)
- ・ 収納課(納税・債権回収室含む) 令和元年11月26日(火)～27日(水)
- ・ 財務課(契約検査室含む) 令和元年12月3日(火)～5日(木)
- ・ まちづくり・総合交通課(新庁舎建設室含む)
令和元年12月11日(水)～13日(金)
- ・ 政策推進課(総合戦略推進室含む) 令和元年12月16日(月)～18日(水)

(監査対象期間)

平成30年11月から令和元年10月末日までの所管業務全般

4 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

5 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

6 監査の結果

概ね適正に執行されていると認められた。